札幌市環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月　８　日

札幌市長　秋元克広

札幌市条例第　28　号

札幌市環境影響評価条例の一部を改正する条例

札幌市環境影響評価条例（平成１１年条例第４７号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第１号及び第２号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
（適用除外） 第53条　（略） （１）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第２項に規定する事業 （２）・（３）（略） ２　（略）	（適用除外） 第53条　（略） （１）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による復旧復興（災害の復旧に限る。）の事業又は同法第88条第２項に規定する事業 （２）・（３）（略） ２　（略）

附　則

この条例は、防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和８年法律第６２号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。